

# 学校給食を活用した県産食材PR・啓発資材制作等業務仕様書 (「食」を通じた「こどもまんなか」事業)

## 1 目的

小学校高学年の児童を対象に、児童が学校給食で提供される県産食材等について理解を深める内容の動画と冊子を作成し、青森県学校栄養士協議会が実施する「地産地消で元気あおもり」県民運動「ふるさと産品給食の日」や食育の場で活用する。

## 2 委託業務名

学校給食を活用した県産食材PR・啓発資材制作等業務

## 3 履行期限

令和7年12月19日(金)

## 4 委託業務の内容

### (1) 県産食材に対する理解を深める動画の作成

学校給食で使用する頻度の高い県産食材を3つ以上選び、その食材の生産段階から学校給食へ提供されるまでの工程の一部作業を部分的に撮影し、生産現場等を疑似体験できるVR動画を作成する。

#### ア 動画視聴の対象

小学校高学年(5～6年生)

#### イ 仕様

(ア) 動画時間：1つの食材につき2本以上、60秒程度

(イ) 撮影画質等：フレームレート30fps以上、解像度4K以上

(ウ) 映像方式：VR、360°全方位、動画

(エ) ファイル形式：PCやタブレット、スマートフォンで再生可能であり、YouTubeに掲載可能であること

#### (オ) その他

- ・必要に応じてテロップ(日本語)、現場音、BGMなどを実装すること
- ・テロップは専門用語を控え、小学生が分かりやすい言葉を用いること
- ・編集時にはグレーディング(色調整)を行うこと
- ・YouTubeへの掲載を考慮し、サムネイル画像も制作すること

### (2) 県産食材を紹介する冊子の制作

#### ア 冊子の企画立案

県産食材について生産段階から学校給食へ提供されるまでの工程を学ぶ内容とし、その工程の一部を2次元コードの読み取りにより(1)で作成したVR動画で視聴できる紙面とすること。また、間違い探しやクイズ等児童が興味を持つよう紙面を工夫すること。

- イ 冊子の原稿及びイラスト等の作成  
必要に応じて、取材（筆耕を含む）及び写真撮影並びに原稿、イラスト及び地図等を作成する。
- ウ 冊子の編集及びデザインレイアウト  
誌面の編集（校正作業を含む）及びデザインレイアウトを行う。
- エ 冊子の制作部数  
25,000部
- オ 冊子の発送  
発注者が指示する配布数を、県内全ての小学校へ令和7年10月24日（金）までに発送する。  
発送先：県内小学校 262校

## 5 成果品

- (1) 「4 委託業務の内容」に掲げる業務について取りまとめた報告書
- (2) 作成した動画データ一式を記録した電子媒体（DVD等）：1セット
- (3) 作成した冊子及び冊子の電子データ（PDF、AIファイル）

## 6 著作権

- (1) 受注者は、本業務の成果品（以下「成果品」という。）が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証し、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責において解決するものとする。
- (2) 成果品に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び所有権を含めて、全て県に帰属するものとする。  
また、受注者が再委託した第三者が制作した著作物の著作権についても県に帰属するものとする。
- (3) (2)において帰属した権利を保有した成果品（著作物）については、県及び県から正当に権利を取得した第三者が使用する場合において、受注者の承諾無く自由に使用できるものとする。
- (4) 受注者は、青森県並びに県から正当に権利を取得した第三者に対し、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。

## 7 その他

- (1) 委託料については、業務に係る全ての経費を含むものとする。
- (2) 業務の実施に当たっては、発注者と十分な連絡調整を行うものとする。
- (3) 本業務は国の交付金を活用しているため、会計検査院の实地検査等の対象となる場合があることから、関係書類は令和13年3月末まで保管すること。